

鷺見さんに連帯し報告集会を開催！

6月14日、鷺見さんの第一回の労働審判が行われました。JR東海労新幹線関西地本は、この審判を受けて、鷺見さんに連帯する報告集会を開催しました。鷺見さんの報告によると、会社側は答弁書のなかで、技術交流を完全否定したことが明らかにされました。

これが今回の核心点だ！

本件の争点は、平成10年11月24日、名古屋車両所から大阪第二車両所への配転の事前通知交付時に「技術交流」とであると説明したにも関わらず、約15年名古屋車両所に戻さなかったことにある。すなわち、「技術交流」とは、文字通り新幹線電車の検査・修繕業務能力を向上させるための施策であり、その配転期間は、慣行及び経験則として、2～3年であった。申立人は、毎年1月に提出する「調査表」に転勤希望箇所として「名古屋車両所」と記入しており、また、半年ごとに行われる相手方による個人面談においても、名古屋車両所への転勤希望を強く意思表示している。しかし、相手方は「希望は聞いておく」としながら、今日まで何ら対応しておらず、配転から約15年経過しているにも関わらず、名古屋車両所に戻すことはなかった。これは、「技術交流」という約束・契約違反にあたる。

これが会社による偽りの答弁書だ！

名古屋車両所への配転命令を行った事は認めるが、平成10年11月24日、名古屋車両所から大阪第二車両所への配転の事前通知において、大橋所長が「技術交流」とであると説明した事実はない。



(報告集会)



(鷺見さん)

あまりにも双方の隔たりが大きすぎるということ、更に話し合いで解決する意思が当事者の一方にないということで、労働審判は終わらざるを得ませんでした。報告集会では、今後も会社によるやり得を許さないための取り組みを行っていく事を、全体で確認しあいました。